

陳 情 文 書 表

| | |
|--|---|
| 令 5 陳 情 第 9 号 | 令 和 5 年 8 月 1 0 日 受 理 |
| 件 名 | 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情書 |
| 陳 情 者 | 横浜市南区高根町 1 番地 3 番 神奈川県地域労働文化会館 4 階 公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 理事長 佐野 充 |
| 陳 情 の 要 旨 | |
| <p>子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。</p> <p>しかし、近年、公立・私立にかかわらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育施設での重大事故は、保育士をはじめとした保育所スタッフの人員不足が大きな原因であることは明らかです。</p> <p>こうしたなか、保育施設の職員配置基準は、長い間見直しがされておらず、特に 4・5 歳児においては保育士 1 人につき 30 人とされており、国際的に比較してもかなり低い水準のままです。また、多くの自治体で独自の配置基準を設けて人員を配置していますが、その分に関わる財源は全て現場任せとなっている仕組み自体も問題です。</p> <p>保育士の平均月給は全産業平均より約 5 万円低く（2021 年度政府調査）、責任と見合わない処遇から離職や新規採用者が集まらず、人員不足が一層深刻化しています。子どもたちの安全を第一に、保育の質の維持・向上に努めている保育士の離職防止と人材確保に向け、適切な配置基準への改善と必要な財源確保をお願いするものです。</p> <p>保育士の保育施設配置基準を、少なくとも OECD 先進国並みの配置基準に改善するとともに、必要な財源を十分に確保するよう、次の事項について、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> | |

陳情事項

- 1 保育施設の配置基準を引き上げ、保育士の増員を図ること。
- 2 保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 公定価格を引き上げ、保育職場で働く全ての職員の処遇改善を図ること。